

法第78条（保有個人情報の開示義務）関係

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) ～(7) （略）

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が本広域連合において保有する本人に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は開示する義務を負う。

なお、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある、不開示情報に該当するか否かを判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

2 不開示情報の類型

ある情報が本条各号の複数の不開示情報に該当する場合があることから、保有個人情報を開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

法第78条第1項第1号・第2号（個人に関する情報）関係

- (1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）

本号が適用されるのは、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（第2号本文）

(1) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報の該当性を判断する。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。

映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて、「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

(3) 「他の情報と照合することにより」

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる者が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

(4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

保有個人情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示とする。

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

3 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第2号イ）

(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここにいう「法令」には条例も含まれる。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（配偶者の名前や年齢、職業等）等がある。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることを要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものである。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ通知されていなかった場合等がある。

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第2号ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重な検討を行う。

5 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）

(1) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の不開示事由に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が不開示とされることがある。

なお、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関連した私事に関する情報であり、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

(2) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち、その職名と職務遂行の内容については、不開示としない。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合に公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得る

ことから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるか否かにより開示・不開示の判断を行う。

なお、職務遂行上の情報に係る本広域連合職員の氏名は、広く公開を行っていないが、派遣元の市町村において、職員録等により本広域連合に配属されていることを知り得る場合、開示請求者が知ることができると解することができるので、当該職員の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるため、当該団体において慣行として公にされるなど、開示請求者が知りうる情報であるか否かによって判断する。

法第78条第1項第3号（法人等に関する情報）関係

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第3号本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

ア 株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第3号ただし書）

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときは、当該情報を開示する。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（第3号イ）

(1) 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(2) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

4 「任意に提供された情報」（第3号ロ）

(1) 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」

行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は、含まれない。

ただし、行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。

また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の手扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号に該当しない。

法第92条（保有個人情報の訂正義務）関係

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

訂正請求の対象となるのは「事実」であり、例えば、氏名、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的事項であって、評価、診断、判定等の主観的事項は、訂正請求の対象とはならない。

2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行う。

また、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行わない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がない。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行わない。

法第100条（保有個人情報の利用停止義務）関係

第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると認めるときである。

その判断は、実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行う。

(1) 第98条第1項第1号に掲げる事項

ア 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している場合をいう。

イ 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用している場合をいう。

ウ 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により取得している場合をいう。

エ 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的で利用している場合をいう。

(2) 第98条第1項第2号に掲げる事項

「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」

本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

2 「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば、一部の利用停止を行う必要があることをいう。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（第100条ただし書）。